様式第６号(第９条関係)

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1　指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	登録番号
株式会社　神永造園	茨城県ひたちなか市足崎１２８７番地	870650

2　指名停止措置期間

令和６年１０月４日　～　令和６年１２月３日（２箇月間)

3　指名停止措置の適用範囲　　　　市が発注する物品調達等

4　事実概要

株式会社神永造園は，令和６年９月１３日午前９時５５分ごろ，本市発注の樹木剪定・枯損木処理業務委託（Ｒ６公園樹管委第１０号）において，樹木（幹周約１００㎝）の伐採作業中に倒れてきた木が（全長約２．５ｍ）頭に当たり頭部を負傷し，作業員本人が死亡する事故を発生させた。

5　指名停止理由

「ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱」第２条別表に掲げる（労働災害事故）第７項（２）に該当するため。

〈ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措　置　要　件	期　間
第２条別表 ７　労働災害事故	
（１）市が発注する物品調達等の契約の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ，又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	１月以上６月以内
（２）市が発注する物品調達等の契約の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	**２週間以上４月以内**

問 い 合 わ せ 先
ひたちなか市総務部契約検査課 ひたちなか市東石川2丁目10番1号 電話　029-273-0111